

○厚生労働省告示第二百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年四月十五日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表					別表				
イコサヘント酸エチル	(略)	(削る)	(削る)	一般名	イコサヘント酸エチル	(略)	(削る)	(削る)	一般名
平成三十一年四月十五日	(略)	(削る)	(削る)	適用日	(新設)	(略)	エバスチン	ペミロラストカリウム(点眼剤に限る。)	適用日
						平成三十年一月二十日	平成三十年一月十四日		